

令和 8 年 1 月 9 日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市監査委員 齋藤 浩

会津若松市監査委員 丸山 さよ子

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

(1) 市民部

(2) 農政部

(3) 建設部

(4) 教育委員会

(5) 農業委員会事務局

3 監査の着眼点及び実施内容

会津若松市監査基準に準拠し、令和 6 年度執行分の事務事業及び工事について、財務事務に係る事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げ

ているか等の観点から、関係書類を調査するとともに、所属長から説明を聴取する方法等により監査を実施した。

#### 4 監査の実施場所及び日程

ア 実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

イ 実施日 令和7年7月11日から同年10月28日まで

(うち対面監査 令和7年10月27日及び同月28日)

#### 5 監査結果

事務事業及び工事の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、一部改善等の必要を認める事項が見受けられた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

##### (1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

#### ○地域防災意見交換会・ワークショップ運営業務委託について

(市民部危機管理課)

##### 【主な問題点】

- ・業務委託に係る予算積算手法の不適正
- ・業務委託に係る予定価格設定手法の不適正
- ・業務委託の仕様書における業務内容の不明確

##### 【業務の概要】

危機管理課においては、地域防災の現状と課題を把握するため、市地域防災計画の改定に向けて基礎的な情報を集約するこ

とを目的に、当該業務委託を A 団体と契約し実施した。

#### 【予算の積算手法】

当該業務の予算積算手法について対面監査で聞き取りをしたところ、「当初、防災計画改定全体の業務委託を想定していたが、ワークショップ業務のみの委託に変更した経緯があり、時間的いとまがないため、一者からの参考見積り徴取により予算（151万2千円）を計上した」とのことであった。

これは、複数者から見積りを徴取する内規の原則から外れた事務処理であり、適正なものではなかった。

#### 【予定価格の設定手法】

その後の契約事務においては、契約方法を指名競争入札とし、改めて複数の事業者から見積りを徴し、それらを参考として予定価格を積算したところ、前段の手法で積算した予算額を大幅に超過したが、防災対策費としての全体予算で対応可能であったことから、予定価格 789 万 9,100 円で入札を執行していた。

予定価格は、市として当該業務を執行する際の上限額でもある。予定価格の積算のための見積りに大きな乖離がある場合、相手方に錯誤の有無を確認する等妥当性を判断することが必要であり、安易に平均価格を予定価格としたことは適正な事務処理ではなく、インシデントを招いた事案であった。

#### 【委託業務の仕様】

次に、A 団体から報告された実績報告書及び対面監査での聞き取りによれば、地域住民対象及び関係団体を対象とした意見交換会・ワークショップとも、発注者である市から危機管理課

職員が参加してあいさつや趣旨説明を行い、関係団体を対象とした時には、危機管理課において機材（P C、プロジェクター、スクリーン）の設置や関係資料の配付をしていた。また、地区のコミュニティセンター、公民館等の会場の予約手配についても危機管理課職員が行ったとのことであった。

しかしながら、仕様書の中には、市と受託者間の役割分担は記載されておらず、また、仕様書では、業務内容について「ワークショップの開催により、地域の現状や課題の取りまとめ、傾向分析をして報告書を作成」とあるが、具体的な成果品の水準は明記されておらず、前段の役割分担も含めて、仕様書における受託者の業務範囲が不明確であった。

#### 【まとめ】

そもそも、自治体における業務の民間委託については、民間の専門知識やノウハウの活用による行政サービスの質の向上及びコスト削減を図ることを目的としており、導入にあたっては、委託の目的や業務範囲及び成果指標を明確にし、競争性・透明性を確保したプロセスで受託者を選定する必要がある。

今後、業務委託については、予算の積算、入札執行において所管課と事前協議を行う体制を構築したうえで、適正な事務処理に留意することはもとより、仕様書において委託する業務内容や成果を明確にし、委託の目的、有効性を十分考慮のうえ、業務の遂行にあたられたい。

#### 【参考】

当該業務委託概要

業務名 地域防災意見交換会・ワークショップ運営業務委託  
契約方式 指名競争入札  
契約締結日 令和6年6月25日  
委託期間 令和6年6月25日から令和7年2月28日まで  
変更契約締結日（委託期間の変更） 令和6年2月6日  
変更委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで  
契約金額 1,509,200円（うち消費税等の額137,200円）

○除雪等業務委託料の予算不足等について（建設部道路課）

**【主な問題点】**

- ・除雪等業務委託に要する予算措置の遅延
- ・排雪業務委託に係るマネジメントの不備

**【事案の概要】**

令和7年2月の大雪は、観測史上最大の積雪となり、本市に対し災害救助法が適用されるなど、市民生活に重大な影響を及ぼしたところであり、困難な状況の中、本市の除雪等業務自体については市民生活の維持に向けて最大限の努力がなされた。

しかしながら、除雪等委託料に係る予算については、2月定例会議において議決を受けた補正予算11億8,700万円を追加した後も不足をきたし、翌年度予算において補償費により、1億7,147万1,259円が支出される事態が生じるなど、予算の執行管理における問題点が確認された。

**【予算不足の経緯と予算の裏付けのない発注】**

対面監査において、予算不足が判明した経緯を確認したとこ

ろ、令和6年度3月補正予算については、1月までの実績、2月上旬の大雪を踏まえ、予算執行見込額を最大限見込んで計上したが、令和7年3月31日に排雪業務を委託したA組合から報告及び想定を上回る委託料の請求があり、その時点で予算不足が判明したとの説明があった。

また、3月補正予算で措置した予算が不足した理由としては、所管課において当該予算を積算・計上した令和7年2月20日の時点では、今般の観測史上最大の積雪深をもたらした災害級の大雪の状況下では、道路渋滞による作業遅延や雪量増加等の除雪環境の変化を予測することは困難だったとの説明があった。

本市の除雪等業務委託については、契約締結時に作業量が確定しないことから、作業単価を当初契約に定めて稼働実績に応じた委託料を支払う単価契約としており、降雪等により予算不足が生じるおそれがある場合は、補正予算成立後に確保した予算に基づいて委託料を支払うことで、除雪に支障が生じない仕組みとしている。

しかしながら、地方自治法第232条の3は「支出負担行為は法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と定めており、本条の趣旨を踏まえれば、予算の裏付けなく、受注者に除雪業務の実施を指示し、事実上、支出負担行為を行っていたことは不適切な事務執行である言わざるを得ない。

#### 【排雪業務委託のマネジメント】

予算不足の大きな要因となった排雪業務については、市除雪事業実施基本要綱に基づき、救急指定病院周辺道路、バス路線

等の道路を優先しながら、パトロール結果を踏まえて、市が必要と判断した箇所を対象として行われている。

対面監査においてA組合からの報告及び請求が令和7年3月31日となった理由を確認したところ、A組合は、組合に所属している各事業者の作業日報をとりまとめたうえで、除雪等実施時間報告書を作成していたため、実際の排雪作業から概ね2週間程度を要していたとの説明があったが、市とA組合間の契約書には、作業内容及び作業時間の市への報告期限が明確に定められておらず、適正な執行管理ではなかった。

さらに、排雪業務に係るA組合から提出された報告書に「組合分」と「市指示分」という区分があった点を確認したところ、所管課が、前者については排雪業務をA組合に指示し、後者はA組合を通さず、組合構成業者に直接業務を指示したものの説明があった。このことは、複数の命令系統が存在することになり、混乱の要因ともなりかねず適正な執行体制ではなかった。

#### 【まとめ】

本市においては、除雪等業務委託に係る予算が不足する場合、例年、2月定例会議最終日に補正予算案を追加提案して対応してきている。しかしながら、今回のような災害級の大雪においては、予算的な裏付けがないままで、委託業務を行わせている事態が生じ、地方自治法第232条の3の観点からも、予算管理上重大な懸念が残るものである。

今後においては、大雪等により除雪に係る経費が不足するおそれがある段階で、遅滞なく補正予算を措置する方策について、

財務部その他の関係部局と連携して検討されたい。

また、排雪業務の委託については、発注者としての適切なガバナンスが発揮されず、単価契約に基づく委託料の請求額が年度の末日に判明して、予算不足が生じるような事態が繰り返されてはならない。適時適切に委託業務の執行状況を把握し、予算管理を行うことが可能となる仕組みを構築することが肝要であり、委託業務の管理のあり方、仕様、契約内容等の見直しを検討し、再発防止策を講じられたい。

【参考】

除雪等業務委託料

受注者（120者）からの請求額	20億 5,105万 5,406円
（うち排雪業務に係る請求額	5億 8,476万 1,801円）
関連予算等の額	
令和6年度当初予算額	4億 5,000万円
〃 3月補正額	11億 8,700万円
〃 流用・配当替・予備費充当額	
	2億 4,258万 4,147円
〃 支出額計	18億 7,958万 4,147円
令和7年度補償額	1億 7,147万 1,259円

(2) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○門37号橋橋梁補修工事における補修工法の変更について（建設部道路課）

**【主な問題点】**

- ・設計図書誤謬の要因となった不適切な設計業務及びその検収
- ・誤謬による影響と不適切な事務執行
- ・誤謬によって発生した過大な経費

**【事案の概要】**

当該工事は、「市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、劣化した橋梁上部床版の架け替え補修工事として発注され、制限付一般競争入札を経てA社が受注した。当初の計画では、橋梁下部は既設橋台のコンクリート構造物を利用する計画であったが、工事着手したところ、既設床版は護岸用の石積みブロック上部に架けられており、橋台は存在していないことが判明した。このため補修工法の見直しを余儀なくされ、橋梁構造から函渠構造への設計変更及び請負金額の増額が行われたものである。

**【設計図書誤謬の要因】**

当該補修工事に使用した設計図書は、平成30年度に発注した「東3号橋外橋梁調査及び橋梁補修実施設計業務委託」の受託者B社が作成した成果品である。今回の監査で成果品の検収状況及び設計内容が現地と相違した原因について確認したところ、所管課からは、「当該橋梁の両岸部分には石積みブロックが施工されていたため、目視では既設橋台の位置や形状を正確に確認できていなかったこと、また破壊確認を行わなかったことに

原因がある」との回答があった。

さらに、当時、B社に提供した既設橋梁に関する唯一の資料である橋梁台帳を確認したところ、当該台帳に示された構造図は、平成26年に県が幅員7.0mのうち3.0mを拡幅施工した部分であって、当該工事に関わる構造は不明であると思料されることから、所管課にて十分な検収がなされず、不確かな情報のままB社に資料提供したことが誤謬の要因となったことを確認した。

#### 【誤謬による影響と不適切な事務執行】

今回の設計変更により、当該補修工事は、令和6年度内の完成に至らず、令和7年度にも引き続き工事が行われることになり、周辺市民生活への影響は大きかった。

また、工事費についても、当初の工事請負費25,665千円に対し、令和7年度に実施している工事費も含めると総額45,622千円程度になると見込まれ、増加額は19,957千円となる。その中で、橋梁構造から函渠構造への補修工法の変更に伴い、A社を通してB社に再度の設計業務が追加され、その費用は約11,473千円に及んでおり、適正な事務執行ではなかった。

さらに、設計が誤っていた場合は、市が設計図書を訂正する必要があり、改めて市自ら設計業務を発注すべきところ、A社との変更契約で事務処理が進められたことも適正なものではなかった。

#### 【まとめ】

本来、橋梁などの重要構造物の設計では、より慎重な調査の

基に設計が進められるべきものである。特に設計業務を委託する場合は、受注者に提供する資料等の確認を十分に行い、不足がある場合には、別途に現地を試掘して調査するなどの対応についても検討されたい。また、成果品の検収では、設計内容と現状との間に齟齬は無いか、細心の注意をもって不完全履行を未然に防ぐための検収を徹底するとともに、工事を発注する段階においても同様な確認がなされることが、円滑な工事の施工に不可欠であり、発注者としての責務であるので、十分留意されたい。

#### 【参考】

##### 当該工事概要

工事名 門37号橋橋梁補修工事

契約方式 制限付一般競争入札

工期（当初） 令和6年7月26日から令和7年3月21日まで

（最終） 令和6年7月26日から令和7年6月30日まで

請負金額（当初） 25,665,000 円（税込み）

請負金額（最終） 33,547,800 円（税込み）

##### 当該設計業務概要

業務名 東3号橋外橋梁調査及び橋梁補修実施設計業務委託

契約方式 指名競争入札

委託期間 平成31年2月6日から平成31年3月28日まで

請負金額 6,480,000 円（税込み）

○教育 I C T 環境総合サポート事業業務委託について（教育委員会学校教育課）

**【主な問題点】**

- ・業務委託における予定価格の積算の不明瞭
- ・業務委託における不十分な検収
- ・業務委託における契約形態の疑義

**【事案の概要】**

当該業務委託は、教員の I C T 機器の操作や活用に関する支援や機器のトラブル等に適切かつ迅速に対応するため、ヘルプデスクの設置、現地での運用・保守作業等の業務を I C T の専門事業者へ委託しているものである。

当該業務委託の仕様書を確認すると、業務は 6 項目で構成されているが、その中の「研修会開催（教員向け・児童向け）及び授業支援業務」（価格内訳書における業務単価 240 万円）については、研修会開催は 0 件、授業支援業務は 6 件の実績にもかかわらず、当初契約金額が変更なく支出されていた。

**【予定価格の積算】**

当該業務の予定価格の積算に当たっては、複数の事業者から参考見積りを徴取し、全ての業務が平均的に実施されるという前提で、6 項目ごとの業務単価で算出しているものの、項目ごとの実施時間数や実施回数の指定が無く、予定価格の積算根拠が不明瞭であった。

**【検収事務】**

当該業務委託の稼働実績報告を確認すると、ヘルプデスク業

務以外の稼働時間は1,492.1時間であり（仕様書で定めている業務時間数の目安は1,848時間）、研修会依頼は0件であった。

これを対面監査において確認したところ、業務時間数は、全体で目安時間数の8割程度に達し、目安を大幅に下回るものではないことから協議の必要はなく、当初契約金額を支出したとのことであった。

しかしながら、少なくとも研修会の開催については、待機の要素があって、一定の即時性も求められる「保守業務」とは性格を異にし、実施されたことをもって業務の成果であるとみるべきである。また、協議が必要となる「大幅に下回る」の具体的指標は定められておらず、研修会の開催がなかったことについて受託業者との協議はあってしかるべきであり、さらには組織の決定としてなんらかの書面に残しておくべきであった。

#### 【契約形態】

当該業務委託については、不具合等に対応する保守業務に業務の性質が類似するとの認識のもと、仕様書に業務時間数の目安として業務全体の時間を示し、研修会開催及び授業支援業務は、学校や市の依頼があった場合に実施する仕様となっており、実施件数を定めない総価契約としているが、総価契約は、数量と単価が確定したうえで行う契約であり、実施件数の数量が確定できないのであれば、単価契約とすることが原則である。

また、契約の性質としても、研修会開催及び授業支援業務やマニュアル等作成業務については、事務処理における過程を重視し、成果を問わない「準委任契約」でなく、成果品を求める

「請負契約」とすべきである。請負契約であれば、発注者にとって発注後の履行状況によっては請負契約金額の上昇リスクがあるため、実績がない中で業務対価の支払いを可能とする総価契約としたとするとの判断は、公金を取扱ううえでの合理性を欠くものである。

#### 【まとめ】

地方自治法においては、「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては（中略）最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と定められているところである。

今後においては、委託業務のより適切な執行管理に努めるとともに、実績や効果を検証し、契約方式や業務仕様の見直しを検討されたい。具体的には、請負金額の増減によって、受注者側のリスクを軽減し、双務性を向上させる契約方式や仕様書についても検討すべきである。

#### 【参考】

##### 当該業務委託概要

委託業務名	教育 I C T 環境総合サポート事業業務委託
契約方式	公募型指名競争入札
契約締結日	令和 6 年 5 月 17 日
委託期間	令和 6 年 6 月 3 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
契約金額	20,915,906 円（うち消費税等の額 1,901,446 円）